

岩手県告示第854号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 有家川水系有家川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成25年11月22日
- 3 廃川敷地等の位置 九戸郡洋野町大野第50地割13番6地先から13番1地先まで及び7番3地先から18番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 5,111.90平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。